

障がい者である職員の任免状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律第 40 条第 2 項及び同法施行規則第 4 条の 16 の規定に基づき、福岡労働局に通報した障がい者である職員の任免状況について公表します。

なお、障がいの種類・程度の区分ごとの人数等については、数字が一桁で少なく、他の情報と照合し、又は各年の数字を比較することなどにより、特定の者が障がい者であること及びその障がいの程度等が推認されるおそれがあることから、公表を差し控えます。

障がい者である職員の任免状況（令和 6 年 6 月 1 日現在）

1 法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数	90 人
2 障がい者数	2 人
3 実雇用率	2.22%
4 法定雇用障がい者不足数	0 人

※ 実雇用率が法定雇用率を下回った場合でも法定雇用障がい者不足数が 0 人であれば、法定雇用率（2.8%）は達成となる。